

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊キャンペーンのご案内

県内 **ディスカバー信州県民宿泊割 第2弾**

国内 **Go To 信州！宿泊割～信州は平日がお得～**



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

Afterコロナ時代を見据えた新しい旅のカタチの提案とGo To トラベルキャンペーン開始後も苦しい状況が続く中低価格帯を中心とする宿泊施設の利用促進を図り、甚大な影響を受けている観光業全体の需要を回復することを目的に実施する。

■割引対象者

① ディスカバー信州県民宿泊割 第2弾 【対象：県内在住者】

② Go To 信州！宿泊割～信州は平日がお得～ 【対象：国内在住者】

★ただし、長野県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示等、新型コロナウイルス感染防止の協力が得られる方に限る

■実施期間

令和2年10月8日（木）チェックイン～3月7日（日）チェックアウト（※予定）

●第1期：令和2年10月8日（木）チェックイン～12月1日（火）チェックアウトまで

■割引額 ★一人当たり1旅行2泊まで

1人1泊当たりの宿泊旅行料金	1人1泊当たりの割引額
5,000円以上8,000円未満	1,000円
8,000円以上20,000円以下	2,000円

※Go To トラベル事業と併用可能です

(宿泊旅行代金10,000円の場合…GoTo3,500円OFF+2,000円割引(本事業) = 割引額5,500円(実支払い額4,500円) 【55%OFF】)

※宿泊旅行代金は、宿泊代、飲食代、消費税、入湯税を含みます。

■対象日

①県民宿泊割：**全日対象**

②Go To 信州宿泊割：**平日対象** (年末年始、金土・祝前日のチェックインは対象外)

(※詳細は下記カレンダーの通り 網掛け部分が対象チェックイン日)

令和2 10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和3 1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和2 11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

令和3 2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

令和2 12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和3 3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

★ただし、利用の平準化を図るとともに、感染状況に応じた機動的な販売方法を見直すため、販売期間・販売数の調整をします。

第1期：10月8日チェックイン～12月1日チェックアウトまで

第2期以降は、決まり次第お知らせします。

## ■販売方法

### ①OTA

(じゃらん.net、楽天トラベル、るるぶトラベルの宿泊予約サイトより割引クーポンを取得)

### ②県内に本支店がある旅行会社での割引

### ③宿泊施設での直接割引

(★OTA・旅行会社での取り扱いがなく、小さなお宿応援事業に参画していない宿泊施設のみです。)

事前登録の対象となる事業者（旅行会社、宿泊事業者）

## 【共通】 ●ディスカバー信州県民応援割引事業に参画の事業者は、継続可能です。

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書（ポスター）・ステッカーを店内・店頭に掲示していること。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona\\_taisakusengen.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html)

○申込事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申込事業者の経営に事実上参画していないこと。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

## 【旅行会社】

○旅行業法第3条に規定する登録を受けた旅行会社であり、長野県内に営業所を有し、県内又は県外の宿泊販売において相応の実績を持つと認められ、予約申込時に宿泊者の居住地の確認及び宿泊者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の記入・持参など、感染防止の協力を依頼できる事業者。

## 【宿泊事業者】

○令和2年9月1日以前に開業している県内に施設又は営業所のある旅館業法、又は住宅宿泊事業法の許可（登録）事業者（風営法第2条規定する事業者を除く）であり、本事業を実施する令和2年10月から令和3年3月まで宿泊予約サイト（じゃらん.net・楽天トラベル・るるぶトラベル）に宿泊プランを掲載せず、全ての旅行会社からの送客を受けず、本県で実施している「小さなお宿応援事業」に参画していない事業者。また、宿泊者の居住地確認と共に、県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示など感染防止の協力を依頼できる事業者。

※OTA、旅行会社からの送客を受けている宿泊事業者及び小さなお宿応援事業に参画する事業者は、宿の直接予約割引の対象になりません。

## 登録事業者（旅行会社・宿泊事業者）の申込申請について

※長野県民支えあい観光産業緊急支援事業（ディスカバー信州県民応援割）へご参画頂いた方は、登録の申請は必要ありませんが、必ず本事業の参加意向確認書（別紙）のご提出をお願いします。上記事業にご参画されている事業者様でも、販売店舗等、修正がある場合には、再度申請書の提出をお願いします。

※宿泊事業者登録については、OTA、旅行会社からの送客を受けている宿泊事業者及び小さなお宿応援事業に参画している事業者は、宿の直接予約割引の対象にはなりませんので、申込は不要です。（OTA、旅行会社からの送客分は対象になります。）

○申込方法：郵送・メール・FAX

○申込書類：★新規旅行会社

①申込書（様式第1号の1：新規旅行会社用）

②添付資料（様式第2号）

★新規宿泊事業者

・申込書（様式第1号の2：新規宿泊事業者用）

★ディスカバー信州県民応援割事業に参加されている継続事業者

・旅行会社：参加意向確認書（別紙① 継続旅行会社用）

・宿泊事業者：参加意向確認書（別紙② 継続宿泊事業者用）

○申込先：住所：〒380-8570 長野市南長野幅下 692 - 2 長野県庁観光誘客課  
長野県 観光部 観光誘客課

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊キャンペーン 担当宛

メールアドレス：[shikitabi@pref.nagano.lg.jp](mailto:shikitabi@pref.nagano.lg.jp)

FAX：026-235-7257

○申込期間：旅行会社・令和2年9月28日（月）～10月2日（金）17時まで

宿泊施設・令和2年9月28日（月）～10月12日（月）17時まで

○登録完了通知書・マニュアル等の送付について：

旅行会社：10月6日までに各事業者宛にメール（又はFAX）にて送付します。

宿泊事業者：登録完了次第、メール（又はFAX）にて送付します。

※新型コロナウイルス感染症の再流行など、旅行者、県民の安全に重大な支障が生じる恐れがあると長野県が判断した場合、事業を中断、中止することがあります。



お問い合わせ先

長野県観光部観光誘客課

電話 026-235-7253 FAX 026-235-7257